国立大学法人 電気通信大学のインターンシップについて

1. はじめに

電気通信大学は、インターンシップをキャリア教育の重要な機会と位置付け、1998年度以降企業や各種団体の協力を得て実施してきた。これまでにインターンシップを履修した累計学生数は3,800名を超えている。インターンシップには、国内企業・機関で履修する「国内インターンシップ」と海外企業・機関で履修する「国際インターンシップ」の2種類があり、いずれも学域3年生、修士1年生を主な対象にしている。

2024年度は、206名を超える学生がインターンシップ科目を履修し、そのほとんどが、インターンシップに参加したことを有意義であったとしている。その理由として、「就職先を考える機会を得た」「『働く』ことのイメージを得た」「自分に不足している知識・スキルがわかった」ことなどが挙げられている。

2. インターンシップの目的

- 1 就業体験を通して、生産と技術への関心と興味を深める。
- 2 技術と産業の結びつきを知る。
- 3 技術上の実際問題に触れ、その解決を図る技能を養う。
- 4 将来エンジニアとして活動するための準備をする。
- 5 職場におけるチームワークの必要性や、職業人としての在り方について考える。
- 6 「働く」ことのイメージを掴み、自身のキャリアについて考える。
- 7 職業意識を高めることで更なる勉学の重要性を認識する。
- 3. インターンシップ履修時期、期間、および体験内容

学域生 : インターンシップ期間90時間 (10日) (注) 以上で2単位付与としているが、できるだけ

長いインターンシップが望ましい。主に理工系業務の体験を推奨する。

大学院生: インターンシップ期間90時間(10日)(注)以上で2単位、180時間(20日)(注)以上で

4単位付与としている。研究・技術開発に関わるインターンシップが望ましい。

注: 休憩時間を除き1日8時間を超えて労働させてはならないとされているが、始業前後の準備・片付け、休憩時間、通勤なども就業体験として履修時間に含め、1日の拘束時間を9時間として考える。

4. 保険加入について

学生はインターンシップ科目履修中の災害や事故の発生に備えインターンシップに先立ち、「**学生教育** 研究災害障害保険(学研災)」および「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」等の保険に必ず加入しなければならない。なお、科目履修以外でインターンシップに参加する場合は、学研災・学研賠は適用できないので注意すること。

5. 企業機密保持について

インターンシップの実施に際しては、学生は企業の就業規則を遵守し、インターンシップで知り得た企業秘密等を第三者に漏洩しないことを記した「誓約書」等を企業・機関に提出する必要がある。

6. 国際インターンシップの渡航費等の支援について

国際インターンシップの履修を希望する学生については、日本学生支援機構(JASSO)の短期派遣奨学金や本学の渡航費等の支援(創立80周年記念学術交流基金等)を得られる場合がある。

2025年度

7. インターンシップ履修の流れ(2025年度) 本資料の記載内容に関わらず、インターンシップ推進室Web等を適宜確認するとともに、インターンシップの 実施に関する諸条件等についても、インターンシップ推進室へ直前ではなく早めに確認・相談すること。

単位認定を希望する 注意 Left				
時期	大学推薦の場合	単位認定で布置する 公募の場合	注意点等	
別途める 月 ~	→ 公場の場合 インターンシップへの エントリー(必須) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・シラバスに記載されているクラスコードを用いて Google classroom「インターンシップ」に参加 ・classroom内「課題」にて、「エントリー」のフォームに必要 事項を記入し送信すること ・期限を過ぎてのエントリーは原則認めない ・インターンシップを履修し単位認定を希望する者は 大学推薦・公募問わず、必ず期限内にエントリーを行うこと ・日程等はGoogle classroom、インターンシップWeb、学生ポータル等に掲載	
~ 5月	インターンシップ ノノイ	グノ人に山师	・注意事項などを伝えるため、出席すること。	
	_		・後日アーカイブ掲載あり(Google classroomにて)	
	↑ <u>所属する学域・専攻の</u> <u>インターンシップ担当教員</u> との 面談 ※面談を受けていない学生は インターンシップ科目を履修できない		・学域・専攻のインターンシップ担当教員(別紙参照)と面談日時を相談する。 ・インターンシップ推進室の教員との面談とは異なるため注意。	
	企業研究、研修条件調査、研修先の情報収集 インターンシップ推進室の教員との面談		 学域・専攻のインターンシップ担当教員との面談後に、インターンシップ推進室の教員との面談を予約すること。 各自、企業研究および研修条件の確認などを行う。また、インターンシップ推進室の教員との複数回の面談を通し希望企業を決める。 公募の場合、単位認定を受けるためにインターンシップの内容に関する情報を事前にインターンシップ推進室に相談し、指示に従うことが必要。学域・専攻のインターンシップ担当教員およびインターンシップ推進室教員との面談を経ていない場合、インターンシップ科目として履修できないので、応募締切に十分余裕があるタイミングでインターンシップ推進室に申し出ること。 	
5月	1	1		
~ 7月	を 履歴票(ES)作成・提 出	を展歴票(ES)作成し、 各自、企業に提出	 インターンシップ推進室で履歴書(ES)作成を指導 (公募の場合も希望者に履歴書(ES)の指導を行う。) 提出先:大学推薦の場合はインターンシップ推進室 公募の場合は企業の指示に従う 	
	1	<u> </u>	I	
	インターンシップ推進室 が 企業からの「連絡票」 を受領	企業より決定通知を 直接受領	・大学推薦の場合、受入企業からインターンシップの勤務先、連絡先などが記された「連絡票」がインターンシップ推進室に送付される。 ・以降学生は受入企業・機関の担当者と直接メール等でやりとりを行う	
	1	1	·	
	インターンシップ推進室 より、企業からの「連絡 票」などを受領	インターンシップ推進室 へ連絡し、必要な書類を 受領	インターンシップ推進室より、必要書類(インターンシップ願等など)を受け取り、「インターンシップ参加のしおり」を確認の上、「ビジネスマナー講習会」(国際インターンシップ履修の場合は渡航前説明会)に出席する。	
	↓ ①「インターンシ ※未提出 インターンシップ科目の	の場合	・インターンシップ推進室宛にメールにて提出 ※提出前に、学域・専攻のインターンシップ担当教員の承認が必要	

時期	大学推薦の場合	単位認定を希望する 公募の場合	注意点等	
		ļ		
	インターン 初日:署名捺印した「警業へ提出		インターンシップ開始後2日以内にGoogle classroom上で限定公開のコメントにて開始連絡を行う。 インターンシップ開始を含まれています。	
8月 ~ 9月		ンシップ開始連絡 上「修了書」を受領する	インターンシップ開始の連絡をもって、インターンシップ推進室が教務課に履修情報を提出するため、学生による学務情報システムでの履修登録は必要ない。	
		ļ		
	インターンシップ修 お礼のメ	了後、企業担当者に - ールを送付	● 修了後速やかに、企業担当者にお礼のメールを送るこ と。	
		ļ		
10月	②「修了書」の損③「報告書」の損	昆出	 提出先:インターンシップ推進室 企業記入の「修了書」はインターンシップ修了後に交付されるため、pdfでインターンシップ推進室へ提出する。 インターンシップ調査票は、Google classroom内の 	
	・「インターンシッ	ノノ調貸票」への入力	フォームに回答する形で提出とする。	
•				
12 月~	学域・専攻のインターン 績評価国際インターンシップ履表会	ッシップ担当教員による成 優学生による学内成果発	国際インターンシップ参加学生による学内成果発表会で の発表内容は成績評価に反映される。	

【大学への提出書類】 : **書類の期限内提出が「インターンシップ科目」単位付与の要件**

注: インターンシップWeb https://www.uec.ac.jp/campus/career/internship.html

L				
	書類名	書式の入手方法	提出先	注意点
1	インターンシップ願	インターンシップ 推進室からメール 送付		提出期限:インターンシップ開始前まで学域・専攻のインターンシップ担当教員の承認が必要
2	修了書	インターンシップ	】インターンシップ │推進室 │	提出期限:10月24日(金) 企業がインターンシップ修了後に交付
3	報告書	Web		提出期限:10月24日(金) 指定の表紙を用いて、本文は自由な書式で作成

【企業への提出書類】

<u> </u>	未一心儿此山自欢』			
	書類名	書式の入手方法	提出先	注意点
	誓約書	インターンシップ Web	インターンシップ 企業 ※ 実習初日に提 出	 ● 企業仕様の書式がある場合はそちらを使用する。

- 8. その他
- 1 インターンシップ受入企業・機関の告知方法について インターンシップ推進室Webでは、企業・機関名、実習日程、テーマ、募集人数などの各企業・機関の インターンシップ実施に関わる詳細情報を閲覧できる。告知情報は随時更新される。
- 2 事前教育・学習について 学生は自らのインターンシップの履修目的について整理し、希望する業界・企業について事前に十分研究をすることが求められる。
- 3 インターンシップ先の選択および決定プロセスについて(大学推薦の場合) インターンシップ推進室教員は、学生の参加目的や企業研究の程度を確認し、その後の複数回の個別面 談を通じて企業・機関の受入条件とマッチングが図れた学生を推薦する。学生は希望する企業・機関から事前面談を求められる場合がある。
- 4 企業・機関における服務規則遵守について インターンシップ期間中、学生はインターンシップ先企業・機関の諸規定に従い、企業・機関の監督者 や指導者等の指示に従わなくてはならない。インターンシップ期間中のアルバイトは避けること。な お、ビジネスマナーについての指導は、インターンシップ推進室で随時個別に行う他、ビジネスマナー 講習会も複数回実施する。国際インターンシップについては、渡航前説明会(安全教育・輸出管理教 育・危機管理)を実施する。
- 5 交通費・昼食代等の支給および入寮について 交通費および昼食代等の支給は研修先企業・機関の規定に依る。自宅から通勤不可能な企業においてインターンシップを履修する学生には、派遣先の寮等を利用できる場合がある。
- 6 通勤定期の発行について インターンシップ期間が4週間以上で、インターンシップ先企業・機関から交通費の支給がない場合にの み通勤定期証明書(学生割引)が発行される場合がある。
- 7 インターンシップ修了認定についてインターンシップ修了時に企業・機関指導者が記入および発行する「修了書」をもとに修了認定する。
- 8 事後教育・学習について インターンシップ修了後、学生は「報告書」をインターンシップ推進室に期限内に提出しなければならない。
- 9 成績評価・単位認定について 各学域・専攻のインターンシップ担当教員は、定められた書類を期限内に提出した学生について、報告書、修了書などで成績を評価し合格者に単位を付与する。単位数や規定については、「学修要覧」、「大学院学修要覧」を参照すること。なお、インターンシップ科目は学域、大学院前期課程、大学院後期課程で各1科目ずつ履修できる。

インターンシップ推進室 東3号館 7階701室

Tel: 042-443-5778 メールアドレス : intern-group@gl.cc.uec.ac.jp

推進室はあなたのインターンシップへの挑戦を応援します。 遠慮なく相談に来てください。

ホームページ : https://www.uec.ac.jp/campus/career/internship.html